

長野市の景観を守り育てる条例 事前協議Q&A

長野市都市整備部まちづくり課

TEL 026-224-7179

FAX 026-224-5111

E-mail machi@city.nagano.lg.jp



第1 届出関係について

Q1 事前協議書の提出期限を教えてください。

A. 原則として行為着手の90日前までに事前協議書を提出してください。

これは、事前協議のなかで計画の修正を依頼する場合があり、計画の変更が可能な時期に、提出をお願いしているものですのでご理解ください。

Q2 既存の建築物又は工作物を同色で塗替えする場合でも届出が必要ですか。

A. 必要になります。新築当初の色彩と、経年劣化を経た現状の色彩では景観上の相違があり、たとえ当初の色彩で塗替えする場合でも、「外観変更（色彩変更含む）」に該当します。

なお、届出対象規模であっても変更に係る面積が500m²（大門町南景観計画推進地区は15m²）以下では届出不要です。

Q3 工事中に色彩や植栽を変更する場合はどの様な手続きが必要ですか。

A. 当該変更箇所の適否を確認する必要があるため、早急に変更の届出を行ってください。

なお、変更の届出を行わず基準に適合していない場合は、景観法違反となる場合がありますのでご注意ください。

変更がある場合は、担当窓口までご相談をお願いします。

第2 外壁や看板の色彩について

Q4 外壁の色彩について、景観形成基準内であればどのような色でも使用できますか。

A. 景観形成基準では、基準内の色であっても使用する色数をできるだけ少なくし、周辺の景観と調和するように示しています。

特に、周辺の建物と異なる色彩の場合には、街並みに馴染むか十分検討してください。

Q5 外壁に彩度の高いコーポレートカラーを部分的に使用したいのですが可能でしょうか。

A. 外壁及び外部から望見される柱、梁、腰壁又は手すりの部分にあっては、開口部及びガラス面を除いた建築物の鉛直投影面積の各面5分の4以上は景観形成基準内の色彩としてください。各面5分の1未満については、コーポレートカラーの使用が可能ですが、原色の乱用や文字看板の背景色として看板を強調するような使い方は避けてください。

Q6 建築物の建設に伴い、看板も合わせて設置したいのですが、色彩の基準やガイドライン等はありますか。

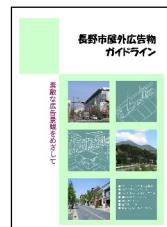
A. 屋外広告物の規制については「長野市屋外広告物条例のあらまし」、デザインに関しては「長野市屋外広告物ガイドライン」を熟慮の上、手続き及び看板の作成をお願いします。

なお、看板が景観に与える影響は大変大きいです。建物の色彩と同様に、彩度の高い色はなるべく避け、景観に配慮したデザインをお願いします。

■ 長野市屋外広告物
条例のあらまし



■ 長野市屋外広告物
ガイドライン



※ まちづくり課ホームページからダウンロードしてください。

第3 外観計画について

Q7 景観形成基準(建築物・工作物共通 形態)にある、「高層又は長大な壁面となる場合には、特に建築物等の上部及び正面のデザイン等の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するような意匠、形態とするよう努めること」とは、どのようなものが考えられますか。

A. 圧迫感や威圧感を軽減する工夫として、単調とした印象とならないように壁面の細分化やブロック分けなどが考えられます。具体的例としては「縦方向や低層部と高層部の色の塗り分け」などです。

Q8 善光寺周辺や長野中央通り沿いで建築する場合に注意点などありますか。

A. 「善光寺周辺や長野中央通り」では、各地域によるガイドライン・街づくり協定があります。そちらを参照し、地域の意向に沿った計画をお願いします。

また、他の地域でも景観ガイドラインや景観協定がありますので十分留意してください。

- 表参道景観づくりガイドライン
- 善光寺周辺地区まちなみ環境整備事業 街づくり協定
- 長野大通りデザインガイド 長野大通り景観協定
- 松代の景観色彩ガイドライン

※ まちづくり課に資料がありますのでお問い合わせをお願いします。

第4 敷地の緑化計画について

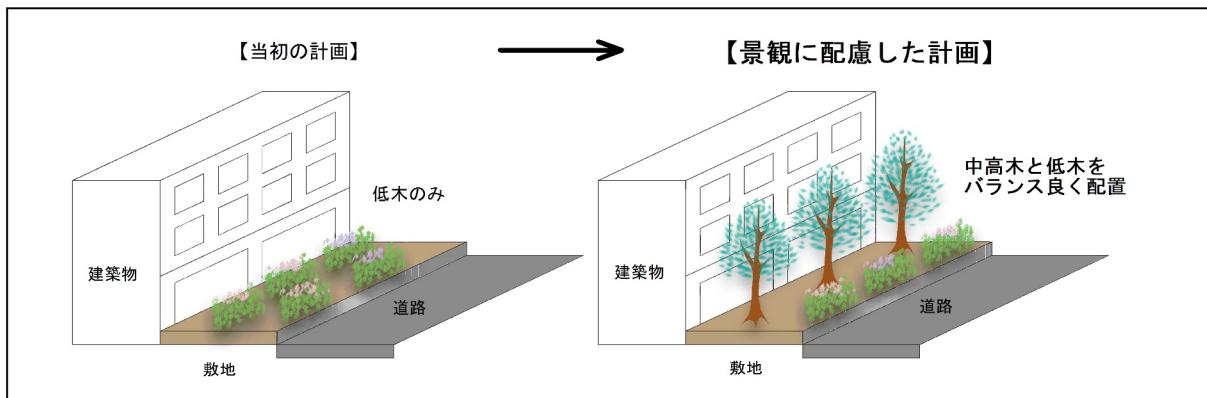
Q9

景観形成基準(建築物・工作物共通 敷地の緑化)にある「建築物周辺の緑化を充実させ、特に接道部を重点的に緑化することにより周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努めること」について考え方を教えてください。

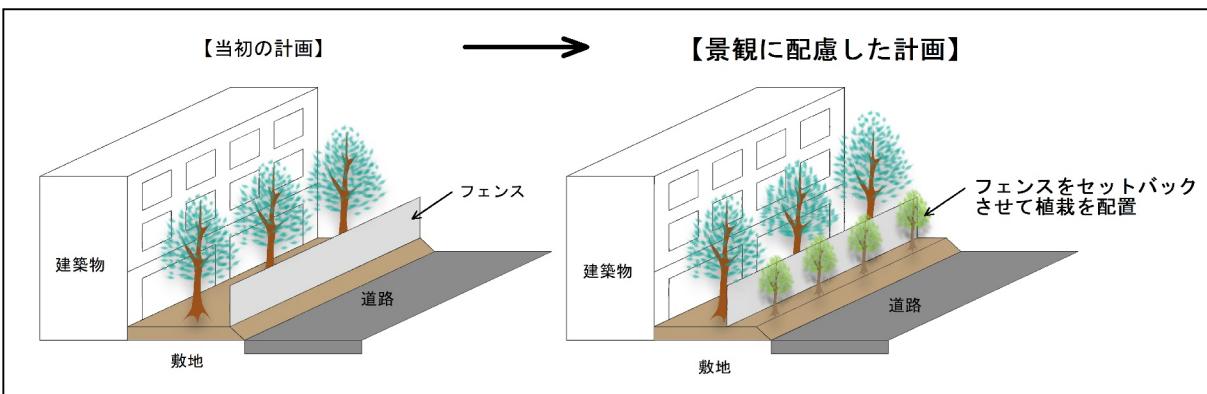
A. 沿道部分には地被植物や低木と中高木をバランス良く配置することが大切です。次の3点について、特に留意して「周辺の景観に効果的な計画」をお願いします。

- ①道路から緑化が見えること。
- ②接道部（建物と道路の間で道路に近い部分）に緑化する。
- ③地被植物だけではなく樹木であること。（シンボルツリーや影を落せる木が効果的です。）

■景観に配慮した緑化計画の例①



■景観に配慮した緑化計画の例②



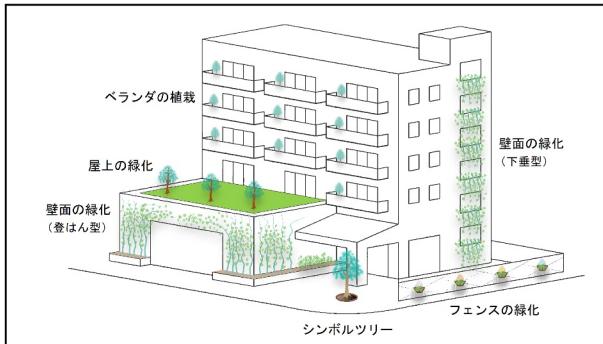
■景観に配慮した緑化計画の例③



Q10 敷地が狭く接道部に十分な緑地帯が確保できない場合、どの様に対処すれば良いですか。

A. 接道部分に緑化できない場合は、壁面緑化や建物のベランダ部への緑化などが考えられます。過去にはフラワーポットによる緑化を図ったケースもあります。
設置する場所がない場合でも工夫をし、出来る限り緑化を行ってください。

■建築物を利用した緑化計画の例①



■建築物を利用した緑化計画の例②

【緑による建物の魅力アップガイド】
(出典：国土交通省ウェブサイト)

緑による建物の魅力アップガイド 検索

Q11 建物・工作物(太陽光発電含む)の完成後に植栽が枯れた場合、再度植樹する必要がありますか。

A. 植栽が枯れた場合は、再度植樹してください。適切な維持管理をお願いします。

第5 太陽光発電施設について

Q12 景観形成基準(太陽光発電施設)にある「周辺の景観を阻害しないよう、配置等の工夫や植栽等に努めること。」について、考え方を教えてください。

A. 道路と施設との間に植栽を設置することで、周辺道路から見たときに、太陽光パネルが見えないようにしてください。

また、新幹線や高速道路、展望道路沿い（屋外広告物条例に定められている展望路線）で、遠望から太陽光パネルが見える場所は、極力選定しないでください。

太陽光パネルについては、整然と並べることを心掛け、周辺の地形に沿った設置をしてください。パネル裏面についても見えないように配慮をお願いします。

Q13 樹木(森林)の伐採を伴う太陽光発電施設について、注意点を教えてください。

A. 既存樹木の伐採を伴う太陽光発電施設の設置については、景観に与える影響が大変大きいものになります。景観的には好ましくないものになりますので、計画にあたっては細心の注意を払ってください。森林の伐採を極力少なくし、周辺道路から見えないような計画をしてください。

第6 景観審議会デザイン専門部会について

Q14 景観審議会デザイン専門部会の対面協議の開催日時を教えてください。

A. 原則毎月第4水曜日としています。詳細はまちづくり課ホームページでご確認ください。